

<h1>高知県公報</h1>	発行 高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次	ページ
告示 ○遊漁規則の一部変更の認可	1 (漁業管理課)

告 示

高知県告示第318号
 漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、
 奈半利川淡水漁業協同組合内共第504号第五種共同漁業権遊漁規則、
 芸陽漁業協同組合内共第507号第五種共同漁業権遊漁規則及び
 鏡川漁業協同組合内共第512号第五種共同漁業権遊漁規則の一部
 変更を平成25年4月30日に次のとおり認可した。

平成25年4月30日

高知県知事 尾崎 正直

1 奈半利川淡水漁業協同組合 内共第504号 第五種共同漁業権遊漁規則

(1) 漁業権者の名称及び住所
 奈半利川淡水漁業協同組合 安芸郡奈半利町字ナカズ後乙1419番地10

(2) 漁業権の免許番号
 内共第504号

(3) 遊漁規則の変更の内容
 第2条第1項及び第2項中「遊漁しようとする」を「遊漁をしようとする」に改める。
 第3条中「遊漁してはならない」を「遊漁をしてはならない」に改める。
 第4条第3項中「遊漁してはならない」を「遊漁をしてはならない」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第2項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる魚種をイ欄に掲げる漁具漁法により、ウ欄の区域内においてエ欄の期間中遊漁をすることができる。ただし、遊漁をした当該魚種は、放流しなければならない。

ア 魚種	イ 漁具漁法	ウ 区域	エ 期間
あまご	フライ（毛針づり）及びブルアーブ	野川川ダム下流端から野川橋上流端までの区域	10月1日午前6時から翌年の2月末日午後6時

	り		まで	
--	---	--	----	--

第6条第1項中「及び第3項の表」を「並びに第3項の表及び第5項の表」に改め、同条第3項中「遊漁する」を「遊漁をする」に改め、同条第4項中「の他に」を「のほか」に改め、同条に次の1項を加える。

5 第4条第4項の規定により遊漁をする場合の特別遊漁料は、次の表のとおりとする。

特別遊漁料（1日）	特別遊漁料（1期間）
1,000円	3,000円

附則として次のように加える。
 この遊漁規則は、平成25年6月1日から施行する。

(4) 変更後の遊漁規則の施行の日
 平成25年6月1日

2 芸陽漁業協同組合 内共第507号 第五種共同漁業権遊漁規則

(1) 漁業権者の名称及び住所
 芸陽漁業協同組合 安芸市川北甲943番地10

(2) 漁業権の免許番号
 内共第507号

(3) 遊漁規則の変更の内容
 第2条第1項及び第2項中「遊漁しようとする」を「遊漁をしようとする」に改める。
 第3条第1項中「遊漁してはならない」を「遊漁をしてはならない」に改める。
 第4条第2項ただし書中「10月1日から10月15日まで及び12月1日から12月31日まで」を「12月1日から同月31日まで」に改め、同項の表中

えさづり	安芸川及び伊尾木川中古井西の川ダムえん堤から下流の区域	8月15日午前5時から9月30日午後5時30分まで
	伊尾木川中古井西の川ダムえん堤から上流アミョウジえん堤までの区域	8月15日午前5時から12月31日午後5時まで

あゆ

徒手採捕 ぎじづり 友づり	安芸川及び伊尾木川中古井西の川ダムえん堤から下流の区域	6月1日午前5時から9月30日午後5時30分まで
	伊尾木川中古井西の川ダムえん堤から上流の区域	7月1日午前5時から12月31日午後5時まで
すくい網	安芸川全域	8月1日午前5時から9月30日午後5時30分まで
よこがけ	安芸川及び伊尾木川。ただし、伊尾木川中古井西の川ダムえん堤から上流の区域を除く。	8月1日午前5時から9月30日午後5時30分まで
と網	安芸川及び伊尾木川。ただし、伊尾木川中古井西の川ダムえん堤から上流の区域を除く。	8月1日午前5時から9月30日午後5時30分まで
玉がけ	安芸川。ただし、安芸川中畑山堂ヶ畷桑ヶタビえん堤上流端から下流の枯井谷つり橋までの区域及び栃の木ぜきから下流の区域を除く。	9月1日午前5時から9月30日午後5時30分まで

を

あゆ	えさづり	安芸川及び伊尾木川中古井西の川ダムえん堤から下流の区域	8月15日午前5時から10月15日午後5時30分まで。ただし、安芸川中春日橋から下流の区域及び伊尾木川中有ノ木橋から下流の区域は、9月30日午後5時30分までとする。
		伊尾木川中古井西の川ダムえん堤から上流の区域	8月15日午前5時から12月31日午後5時まで
	徒手採捕 ぎじづり 友づり	安芸川及び伊尾木川中古井西の川ダムえん堤から下流の区域	6月1日午前5時から10月15日午後5時30分まで。ただし、安芸川中春日橋から下流の区域及び伊尾木川中有ノ木橋から下流の区域は、9月30日午後5時30分までとする。
		伊尾木川中古井西の川ダムえん堤から上流の区域	7月1日午前5時から12月31日午後5時まで
	すくい網	安芸川。ただし、畑山堂ヶ畝桑ヶタビえん堤上流端から下流の枯井谷つり橋までの区域及び長河原橋から下流の山田橋までの区域を除	8月1日午前5時から10月15日午後5時30分まで。ただし、春日橋から下流の区域は、9月30日午後5時30分までとする。

よこがけ	く。	
	安芸川及び伊尾木川中古井西の川ダムえん堤から下流の区域	8月1日午前5時から10月15日午後5時30分まで。ただし、安芸川中春日橋から下流の区域及び伊尾木川中有ノ木橋から下流の区域は、9月30日午後5時30分までとする。
	安芸川及び伊尾木川中古井西の川ダムえん堤から下流の区域。ただし、安芸川中畑山堂ヶ畝桑ヶタビえん堤上流端から下流の枯井谷つり橋までの区域及び長河原橋から下流の山田橋までの区域を除く。	
と網		
玉がけ	安芸川。ただし、畑山堂ヶ畝桑ヶタビえん堤上流端から下流の枯井谷つり橋までの区域及び栃の木ぜきから下流の区域を除く。	9月1日午前5時から10月15日午後5時30分まで

に改める。
 第4条第3項中「遊漁してはならない」を「遊漁をしてはならない」に改め、同条第4項を次のように改める。
 4 第2項の規定にかかわらず、あゆ漁業のと網については、8月1日から10月14日までの間は、午後7時から翌日の午前5時まで遊漁を禁止する。ただし、同項ただし書の規定に基づき遊漁の期間を延長した場合には、12月1日から同月30日までの間は、午後5時から翌日の午前6時30分まで遊漁を禁止する。
 第5条第2項の表を次のように改める。

75歳以上の者	1年遊漁料 3,000円
肢体不自由者	1年遊漁料 2,000円
中学生以下の者 組合が特に承認を与えた者	無料

附則として次のように加える。
 この遊漁規則は、高知県知事の認可があった日(平成25年4月30日)から施行する。

3 鏡川漁業協同組合 内共第512号 第五種共同漁業権遊漁規則

- (1) 漁業権者の名称及び住所
鏡川漁業協同組合 高知市鏡川町字カツラ原104番地2
- (2) 漁業権の免許番号
内共第512号
- (3) 遊漁規則の変更の内容
第2条中「ともづり」を「友づり」に、「と網、なげ網、すくい網、大正網、金突」を「すくい網、金突(つんがけを含む。)、玉がけ」に、「かにかご」を「かに籠」に、「遊漁しようとする」を「遊漁しようとする」に改め、同条に次の2項を加える。
 2 この漁場の区域内で、次の表に掲げる漁具漁法によって遊漁しようとする者は、あらかじめその内容を記載した遊漁承認申請書を提出して、組合の承認を受けなければならない。

漁業の名称	漁具漁法
あゆ漁業 こい漁業	と網 なげ網 大正網

- 3 前項の承認を受けた者は、第6条第3項に規定する特別遊漁料を納付しなければならない。
 第3条中「前条」を「前条第1項及び第2項」に、「遊漁してはならない」を「遊漁をしてはならない」に改める。
 第4条第1項中「規模でなければ」を「規模又は方法でなければ」に改め、同項の表を次のように改める。

漁具漁法	規模又は方法
友づり	ハリスの長さは20センチメートル以下とし、使用することができるハリの総数は4

	本以下とする。
ぎじづり	ぎじバリ以外のハリの使用を禁止する。
えさづり	赤アミ、川アミ、集魚剤、あゆ養殖用餌料及びアンドンの使用を禁止する。
しゃくり漁	6月1日から7月31日までの間は、顔面に密着する箱ビンの使用を禁止する。
玉がけ	ハリの総数は、4本以下とし、直径4センチメートル以下のイカリバリとする。
かに籠	縦横高さを加算した寸法が150センチメートル以下のもの3個以内とし、籠ごとに組合が発行する漁具標識を付けること。
と網	網口周囲は37.5メートル以下とし、網目は28ミリメートル以上（12節以下）とする。ただし、しゃくり漁、金突（つんがけを含む。）又は玉がけとの併用並びに朝倉ぜきから上流における船の使用及び朝倉ぜきから柳原橋までの船外機の使用を禁止する。
なげ網	高さは75センチメートル以下、浮子側の長さは26メートル以下とし、網目は28ミリメートル以上（12節以下）とする。ただし、しゃくり漁、金突（つんがけを含む。）又は玉がけとの併用並びに朝倉ぜきから上流における船の使用及び朝倉ぜきから柳原橋までの船外機の使用を禁止する。
大正網	高さは75センチメートル以下、浮子側の長さは10メートル以下とし、網目は28ミリメートル以上（12節以下）とする。ただし、しゃくり漁、金突（つんがけを含む。）又は玉がけとの併用並びに朝倉ぜきから上流における船の使用及び朝倉ぜきから柳原橋までの船外機の使用を禁止する。

第4条第2項に次のただし書を加える。

ただし、あゆを対象とする遊漁については、鏡多目的えん堤から弘瀬橋までの区域にあっては9月16日から12月31日までの期間、廓中ぜき下から下流の区域にあっては同月1日から同月31日までの期間において、産卵保護のために

遊漁禁止区域を定めたとき（当該遊漁禁止区域については、組合が標識により標示する。）は、当該遊漁をしてはならない。
第4条第2項の表を次のように改める。

ア 魚種	イ 漁具漁法	ウ 区域	エ 期間
	友づり ぎじづり 徒手採捕 すくい網	鏡多目的えん堤から下流の区域。ただし、支流吉原川中小川口合流点上流標識から上流の区域を除く。	6月1日から10月15日まで及び12月1日から同月31日までとし、日没から日の出までの間は、禁止する。
		支流吉原川中小川口合流点上流標識から上流の区域	7月1日から10月15日まで及び12月1日から同月31日までとし、日没から日の出までの間は、禁止する。
		鏡多目的えん堤から上流の区域	7月1日から12月31日までとし、日没から日の出までの間は、禁止する。
	えさづり	カジヤ下から下流の区域。ただし、廓中ぜき下及び真土場を除く。	8月1日から10月15日まで及び12月1日から同月31日までとし、日没から日の出までの間は、禁止する。
		鏡多目的えん堤から下流の区域。ただし、鏡多目的えん堤から城の平橋までの区域（支流吉原川を含む。）並びに天ヶ滝、	6月1日から10月15日まで及び12月1日から同月31日までとし、日没から日の出までの間

あゆ
しゃくり漁
玉がけ
と網
なげ網

大淵、廓中ぜき下及び真土場を除く。	は、禁止する。
支流吉原川中小川口合流点上流標識から上流の区域。ただし、アオギの淵からミヤノえん堤までの区域及びジャドウの淵並びに支流的澗川中畑川ぜきからシマダぜきまでの区域を除く。	7月1日から10月15日まで及び12月1日から同月31日までとし、日没から日の出までの間は、禁止する。
支流吉原川中小川口合流点下流標識から下流の区域及びアオギの淵からミヤノえん堤までの区域並びにジャドウの淵、支流的澗川中畑川ぜきからシマダぜきまでの区域並びに牛鬼下流標識から城の平橋までの区域	8月1日から10月15日まで及び12月1日から同月31日までとし、日没から日の出までの間は、禁止する。
鏡多目的えん堤から上流の区域。ただし、鏡川本流中東川川との合流点から重倉川との合流点までの区域を除く。	7月1日から12月31日までとし、日没から日の出までの間は、禁止する。
鏡川本流中東川川との合流点から重倉川との合流点までの区域	9月16日から12月31日までとし、日没から日の出までの間

うなぎ	金突（つんがけを含む。）	江の口ぜきから上流の区域。ただし、鏡川本流中鏡多目的えん堤から牛鬼までの区域及び東川川との合流点から重倉川との合流点までの区域並びに天ヶ滝及び大淵並びに支流吉原川中小川口合流点を除く。	は、禁止する。 8月1日から10月15日までとし、日没から日の出までの間は、禁止する。
		鏡川本流中東川川との合流点から重倉川との合流点までの区域	9月16日から10月15日までとし、日没から日の出までの間は、禁止する。
	大正網	江の口ぜきから牛鬼下流標識までの区域。ただし、天ヶ滝及び大淵を除く。	8月1日から10月15日までとし、日没から日の出までの間は、禁止する。
	すくい網 ひごぶり さお漁 は具 うなぎうえ はえなわ 石ぐろ	内共第512号第五種共同漁業権に定められた全区域	3月1日から10月15日まで

こい	金突	流点までの区域並びに天ヶ滝及び大淵並びに支流吉原川中小川口合流点を除く。	は、禁止する。
		鏡川本流中東川川との合流点から重倉川との合流点までの区域	9月16日から10月15日までとし、日没から日の出までの間は、禁止する。
	すくい網 さお漁 と網 なげ網	内共第512号第五種共同漁業権に定められた全区域	1月1日から12月31日までとし、日没から日の出までの間は、禁止する。
	金突	江の口えん堤から上流の区域。ただし、鏡川本流中鏡多目的えん堤から牛鬼までの区域及び東川川との合流点から重倉川との合流点までの区域並びに天ヶ滝及び大淵並びに支流吉原川中小川口合流点を除く。	8月1日から10月15日までとし、日没から日の出までの間は、禁止する。
鏡川本流中東川川との合流点から重倉川との合流点までの区域		9月16日から10月15日までとし、日没から日の出までの間は、禁止する。	
あまご	さお漁	内共第512号第五種共同漁業権に定められた全	3月1日から9月30日までとし、日没から日の出までの間は、禁止する。

もくずがに	かに籠 徒手採捕	区域	8月1日から11月30日まで
<p>第4条に次の1項を加える。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる魚種をイ欄に掲げる区域内においてウ欄に掲げる期間遊漁をしてはならない。</p>			
ア 魚種	イ 区域	ウ 期間	
あゆ あまご こい うなぎ もくずがに	鏡多目的えん堤上流端から下流306メートルの区域	1月1日から12月31日まで	
	朝倉ぜき上流端から上流15メートルの区域及び下流30メートルの区域		
	江の口ぜき上流端から上流15メートルの区域及び下流33メートルの区域		
	鏡川ぜき上流端から上流15メートルの区域及び下流30メートルの区域		
廓中ぜき上流端から上流15メートルの区域及び下流30メートルの区域			
<p>第5条の表を次のように改める。</p>			
名称	大きさ		
あゆ	全長10センチメートル以下		
うなぎ	全長21センチメートル以下		
こい	全長15センチメートル以下		

あまご	全長10センチメートル以下
もくずがに	甲幅5センチメートル以下

第6条第1項中「第2条に掲げる」を「第2条第1項及び第2項に規定する」に、「高知市鏡川町字カツラ原104番地6」を「高知市鏡川町字カツラ原104番地2」に、「次の表のとおり」を「、次の表のとおり」に、「附加して」を「附加して」に改め、同項の表を次のように改める。

魚種	漁具漁法	1日遊漁料	1年遊漁料
あゆ	友づり きじづり えさづり 徒手採捕	3,000円	6,000円
	しゃくり漁 すくい網 金突(つんがけを含む。) 玉がけ	なし	
うなぎ	すくい網 金突 ひごづり さお漁 は具 うなぎうえ はえなわ 石ぐる	なし	
こい	金突	3,000円	
	すくい網 さお漁		
あまご	さお漁		
もくずがに	徒手採捕 かに籠	なし	

第6条第2項の表を次のように改める。

肢体不自由者 70歳以上の者 高校生	1年遊漁料 3,000円
中学生以下の者	無料

第6条第3項中「及び70歳以上の者の遊漁料は」を「、70歳以上の者及び高校生の遊漁料はかに籠、」に、「、大正網及びかにかご」を「及び大正網」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 第2条第2項に規定する遊漁をする場合の特別遊漁料は、次の表のとおりとする。

魚種	漁具漁法	特別遊漁料(1年遊漁料)
あゆ こい	と網 なげ網 大正網	7,000円

第6条に次の6項を加える。

- 前項に規定する特別遊漁料を納付した者は、第2条第1項に規定する遊漁をすることができる。
- 第4項に規定する特別遊漁料の納付場所については、鏡川漁業協同組合事務所又は組合が指定する場所とする。
- 第1項、第2項及び第4項に規定する遊漁料及び特別遊漁料の1年とは、6月1日から翌年の5月31日までの期間とする。
- 第1項、第2項及び第4項に規定する遊漁料及び特別遊漁料のほかに、かに籠1個につき500円の漁具標識代を別途徴収する。
- 船を使用する網漁については、第1項、第2項及び第4項に規定する遊漁料及び特別遊漁料に、1隻につき2,000円を付加する。
- 資源の保護増殖のための調査研究又は漁業振興のためのイベントに係る者については、組合は、第1項、第2項、第4項及び前2項に規定する遊漁料、特別遊漁料及び漁具標識代を減免することができる。

第7条第1項中「第2条に規定する遊漁料」を「第2条第1項若しくは第3項の規定により遊漁料若しくは特別遊漁料」に改め、同条第2項中「第2条」を「第2条第1項及び第2項」に改め、同条第3項中「携行しなければ」を「確認しやすい位置に装着しなければ」に改める。

第8条第2項中「攪はんしてはならない」を「かくはんしてはならない」に改め、同条に次の1項を加える。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わな

なければならない。
第9条第2項中「漁場監視員証」を「、漁場監視員証」に、「腕章をつける」を「腕章又は帽子を付ける」に改める。

附則として次のように加える。

この遊漁規則は、平成25年5月1日から施行する。

(4) 変更後の遊漁規則の施行の日

平成25年5月1日